

令和2年3月4日

石巻市議会議長 木村忠良 殿

環境教育委員会  
委員長 高橋 憲悦

視察報告書  
視察の概要は下記のとおりです。

記

- 1 参加委員 委員長 高橋 憲悦  
副委員長 佐藤 雄一  
委員 青木 まりえ 齋藤 澄子  
丹野 清一  
後藤 兼位
- 2 視察日時 令和2年1月28日から  
令和2年1月30日まで 3日間
- 3 視察先及び視察内容  
(1) 愛知県 名古屋市  
・学校現場での外部人材の活用について  
(2) 兵庫県 西宮市  
・生物多様性にしのみや戦略の取組について
- 4 視察目的 別頁のとおり
- 5 視察概要 別頁のとおり
- 6 所感 別頁のとおり
- 7 添付書類 別頁のとおり
- 8 経費 8人 524,289円 (随行職員の旅費を含む)

### ○視察目的

名古屋市では、部活動指導をより充実させる観点から教員顧問を補助し、技術的な指導を行う指導者を希望する学校へ派遣する事業を行っており、外部指導者を広く募集している。

また、子どもたちにとって、より豊かで有意義な土曜日を実現するため、伝統芸能や科学実験等の体験活動を行う土曜日の教育活動推進事業においても土曜学習いきいきサポーターとして地域の保護者、地域人材や民間事業者等の協力を得ながら土曜学習プログラムの支援・補助を行っている。

本市においても、外部人材の活用を行っているが、外部人材の活用を積極的に行う名古屋市の事業運営を学び、本市の事業推進の参考とする。

### ○視察概要

#### ●名古屋市立学校部活動活動日・活動時間の基準

1. スポーツ庁が2018年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、児童生徒にとっても、指導員にとっても、より安全で充実した活動となるよう、名古屋市立の学校における部活動の活動日・活動時間の基準を示すものである。

#### 2. 活動日・活動時間の基準

スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動に関する研究も踏まえ、次のような基準としている。

##### (1) 小学校部活動

###### ■学期中における通常の構内での練習

活動日は、週3日以内とする。

活動時間は、1日1.5時間以内とする。

学校休業日(土・日曜日、祝日)は、休養日とする。

###### ■長期休業期間中における通常の校内での練習

週3日以内、1日1.5時間内での活動とする。土・日曜日、祝日は、原則として活動は行わない。

■その他

- 児童が十分な休養を取ることが出来るとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことが出来るよう、1週間以上のまとまった休養期間を設ける。
- 公式戦を除く各種大会及び練習試合への参加は、年間6日間を上限とし、参加する大会等を精査する。
- 児童の下校時の安全や負担を考え、季節に応じて下校時刻を調整するなどの工夫を行う。

(2) 中学校部活動

■学期中における通常の校内での練習

- 活動日は、週5日以内とする。  
平日は少なくとも1日、土・日曜日は少なくとも1日を休養日とする。  
(土・日曜日に、公式戦や公式戦を除く各種大会及び練習試合への参加により、2日間連続して活動した場合は、月曜日を休養日に振り替える。)
- 活動日は、平日は、1日2時間以内(朝練を含む)、学校休業日(土・日曜日、祝日)は1日3時間以内とする。

■長期休業中における通常の校内での練習

- 週5日以内、1日3時間以内での活動とする。土・日曜日、祝日は、原則として活動を行わない。

■その他

- 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行う事が出来るよう、1週間以上のまとまった休養期間を設ける。
- 各学校において、生徒の教育上の意義や生徒や顧問の負担が過度にならないことを考慮して、公式戦を除く各種大会及び練習試合への参加は、年間24日間を上限とし、参加する大会等を精査する。
- 生徒の下校時の安全や負担を考え、季節に応じて下校時刻を調整するなどの工夫を行う。

(3) 高等学校部活動

■学期中における通常の校内での練習

- 活動日、活動時間は、原則として、中学校部活動と同様の取り扱いとする。  
ただし、学校の特色や生徒の意思に留意した運用とする。

■長期休業期間中における通常の校内での練習

- 活動日、活動時間は、原則として、中学校部活動と同様の取り扱いとする。  
ただし、学校の特色や生徒の意思に留意した運用とする。

## ■その他

- 生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行う事ができるよう、1週間以上のまとまった休養期間を設ける。
- 各学校において、生徒の教育上の意義や生徒や顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- 生徒の下校時の安全や負担を考え、季節に応じて下校時間を調整するなどの工夫を行う。

### (4) 「ノー活動デー」及び「ノー活動ウィーク」の設定

以下のように、「ノー活動デー」及び「ノー活動ウィーク」を設置する。

ただし、高等学校については、学校の特色や生徒の意思に留意した運用とする。

#### ■「ノー活動デー」の設定

- 毎月第3日曜日の「家庭の日」を「ノー活動デー」とする。
- 大会の翌日を「ノー活動デー」とする。
- 職員会議や運動会・学芸会等の行事日を、「ノー活動デー」とする。

#### ■「ノー活動ウィーク」の設定

- 年末年始の仕事納めからの期間「ノー活動ウィーク」とする。
- 定期テスト前1週間を「ノー活動ウィーク」とする。
- 夏季休業中の学校閉庁日を「ノー活動ウィーク」とする。

### (5) 外部指導者・外部顧問の比較(平成30年度)

〈趣旨〉

#### ■部活動外部指導者派遣事業(昭和61年度～)

- 教員顧問の技術指導を補助

#### ◆部活動顧問派遣事業(平成16年度～)

◇廃部・創部対策や教員の負担軽減を図るため、単独で部活動全般を指導

〈資格要件〉

■部活動外部指導者派遣事業(昭和61年度～)＝専門的技術能力を有し、校長が適格と認めた者

◆部活動顧問派遣事業(平成16年度～)＝20歳以上で部活指導者の経験を有し、校長が適格と認めた者

〈身分取扱〉

■部活動外部指導者派遣事業(昭和61年度～)＝学校協力者

◆部活動顧問派遣事業(平成16年度～)＝名古屋市非常勤特別職

〈委嘱・選任〉

- 部活動外部指導者派遣事業(昭和 61 年度～)＝校長が選任し教育委員会に報告
- ◆部活動顧問派遣事業(平成 16 年度～)＝非常勤職員の採用に関する要綱に基づき教育委員会の採用選考を経て委嘱  
〈指導謝礼〉
- 部活動外部指導者派遣事業(昭和 61 年度～)＝謝金
- ◆部活動顧問派遣事業(平成 16 年度～)＝報酬  
〈公務災害〉
- 部活動外部指導者派遣事業(昭和 61 年度～)＝民間の傷害保険
- ◆部活動顧問派遣事業(平成 16 年度～)＝労働者災害補償保険  
〈教員の関わり〉
- 部活動外部指導者派遣事業(昭和 61 年度～)＝部に教員顧問をおく
- ◆部活動顧問派遣事業(平成 16 年度～)＝派遣顧問との連絡調整担当者をおく  
〈派遣内容〉
- 部活動外部指導者派遣事業(昭和 61 年度～)＝・小学校、1 回 1.5 時間程度(運動 24 回、生産、文化 24 回)・中学校、1 回 2 時間程度(運動 70 回、生産、文化 35 回)・高校 1 回 2 時間程度(運動と生産、文化合わせて 1 校全日制 335 日・定時制 88 回)
- ◆部活動顧問派遣事業(平成 16 年度～)＝月単位で、一年を通じて必要な時間  
※月の勤務時間。小学校 15 時間。中学校 20 時間。  
〈謝礼額〉
- 部活動外部指導者派遣事業(昭和 61 年度～)＝小学校、1 回 2,430 円  
中・高、1 回 3,240 円
- ◆部活動顧問派遣事業(平成 16 年度～)＝小学校、1 か月 32,400 円  
中、高、1 か月 43,200 円  
〈H30 決算〉
- 部活動外部指導者派遣事業(昭和 61 年度～)＝64,164 千円「報償費 63,597 千円。役務費 567 千円」
- ◆部活動顧問派遣事業(平成 16 年度～)＝98,188 千円「報酬 97,841 千円。共済費 132 千円。旅費 215 千円」(4 分の 1 位国の補助金)  
〈派遣実績〉
- 部活動外部指導者派遣事業(昭和 61 年度～)  
小学校運動：平成 28 年度 67 部。平成 29 年度 63 部。平成 30 年度 67 部。  
小学校文化：平成 28 年度 53 部。平成 29 年度 51 部。平成 30 年度 53 部。

中学校運動：平成 28 年度 198 部。平成 29 年度 204 部。平成 30 年度 182 部。

中学校文化：平成 28 年度 69 部。平成 29 年度 69 部。平成 30 年度 65 部。

高等学校運動：平成 28 年度 88 部。平成 29 年度 77 部。平成 30 年度 85 部。

高等学校文化：平成 28 年度 59 部。平成 29 年度 62 部。平成 30 年度 59 部。

◆部活動顧問派遣事業(平成 16 年度～)

小学校運動：平成 28 年度 8 部。平成 29 年度 9 部。平成 30 年度 10 部。

小学校文化：平成 28 年度 5 部。平成 29 年度 4 部。平成 30 年度 5 部。

中学校運動：平成 28 年度 120 部。平成 29 年度 125 部。平成 30 年度 162 部。

中学校文化：平成 28 年度 31 部。平成 29 年度 36 部。平成 30 年度 52 部。

●令和元年度名古屋土曜学習プロジェクト実施概要

1. 趣旨

子どもたちが教科学習で学んだ知識・技能を実際に生かし、学ぶ意義を見出すために、実生活でさまざまな課題を見つけ、その解決について学ぶ体験学習の充実を図る。

2. 内容

地域、保護者、外部人材、民間事業者等の協力を得て、伝統芸能や化学実験等、体験を重視した学習を実施する。

・実施方法等＝年間 5 回(5 月～2 月、月 1 回程度) ※夏季(7 月・9 月上旬)長期休業中は除く。原則土曜日の午前中。全学年、低・高学年別等、実態に合わせて工夫。事前申込による参加希望制。

3. 土曜学習プログラムの実施イメージ

- ・体験学習(子ども)
- ・全体との調整・統括(教育委員会(指導室、生涯学習課))
- ・プログラムの提供(講師(大学、企業、PTA、おやじの会、NPO、地域の多彩な団体、民間事業者))
- ・運営(地域人材、PTA 等) コーディネーター
- ・サポート(大学生) いきいきサポーター
- ・参加募集(学校)

4. 当日の運営体制

- ・司会、進行：コーディネーター(地域人材、PTA 等)
- ・運営サポート：土曜学習いきいきサポーター(大学生)

※企画運営を市教委と大学が連携して行うタイプ(大学連携型)もモデル実施する。

## ○所 感

愛知県名古屋市では小学校 4 年生以上を対象に部活動を行っており、H30 年度では、小学校では、4 年生以上 55,986 人、運動部、978 部、文化部 219 部で活動を行っています。運動部、1 校平均 3.7 部、69.3%の参加率とのことでした。

石巻市での中学校部活動においては生徒数の減少や教職員の加配措置などが減少する中で、廃部、休部を余儀なくされる学校がみられてきています。それでは、生徒数が多い学校だけで少ない学校では、せっかく部活動を楽しみに中学校へ進学しても希望する部活動を選ぶことができず、入れない生徒たちがとても残念に思えます。部活動を減らすだけでなく石巻市でも教職員の方々の負担を軽減するためにも名古屋市のように部活動外部指導員派遣、部活動顧問派遣事業を行っていくべきと考えます。

また、「土曜学習いきいきサポーター」として、PTA だけでなく地域人材や企業、多様な団体、大学生等の協力を得て、様々な体験学習を行っている事は子どもたちにとっても興味深く、とても良い体験になっていると思えました。

石巻市においても地域の方々や NPO 等の協力により「名古屋市土曜学習プログラム」のように、様々な体験ができるのではないかと感じました。

## ○政策・提言

石巻市でも外部人材の活用を行っている学校もあるようですが、一部の学校だけではないでしょうか。名古屋市では、学生の皆さんに「学校部活動の指導員を募集しています」といったチラシを配っています。外部顧問・外部指導員研修会の開催を行っています。部活動を通じて生徒たちが今しか経験できないこと、体験できないことが沢山あります。

石巻市でも石巻専修大学や石巻市から他市へ通学している大学生などへ外部人材の募集を積極的に行ってもらいたいです。また、スポーツ少年団等の指導員の方々も多くおられますので、その方々などが協力していただけるような手だてをとって予算化して実施することを願います。

また、「土曜学習プログラム」において、名古屋市内には大学の数も多くありますし、大手企業も数多くあるので、様々なプログラムがありました。

石巻市でも地域の方々の協力をいただいての様々な体験学習ができるのではないのでしょうか。例えば、水産物体験では、魚のおろし方などを体験することで、お肉だけでなく魚を多く食べる習慣にもつながるものと思います。なかなか地域、企業等の協力で行う事も難しい事と思いますが、子ども達にとってより豊かで有意義な土曜日を実現できることを願い提言いたします。

## 西宮市

### 「生物多様性にしのみや戦略の取組について」

#### ○視察目的

西宮市は、大阪、神戸という大都市の中間にありながら、北部には六甲山系、南部には野鳥が飛来する貴重な干潟や砂丘、またその2つをつなぐ軸となる武庫川、夙川などの豊かな自然に恵まれており、多様な動植物が生態系を構成している。

「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略」（以下「戦略」という。）は、昨今の人間の活動や開発のほか、地球温暖化の影響などにより、豊かな自然や生物の多様性に及ぼす影響が懸念される事態が進行している状況を踏まえ、市内の自然環境や生物多様性に関してこれまでに実施してきた取組を体系的に整理し、市民・事業者・行政が共有できる基本指針として、平成24（2012）年3月に策定された。現在の戦略は、昨今の社会情勢や、西宮市における関連計画の改定などを受け、平成31（2019）年3月に見直しが行われ、『環境学習を通じ、豊かな心を育み、自然の恵みを未来につなぐまち』のキャッチフレーズのもと、西宮市の豊かな自然やそこで育まれてきた豊かな心、先人から引き継がれてきた文化・伝統・知恵などを未来へ引き継いでいくため、環境学習を通じて、子どもから大人までの各世代が、生態系に配慮した地球にやさしい営みを持続していくまちの実現を目指した取組を進めている。

本市においても、石巻環境基本計画期間中に取り組みべき最重要課題の一つに『生物多様性地域戦略』の策定を掲げていることから先進地の西宮市の取組や実績を学ぶことにより、本市の事業推進の参考とする。

#### ○視察概要

① 西宮市では、2007年（平成19年）6月1日に閣議決定された「21世紀環境立国戦略の概要」が国から示されるずっと以前から、住環境に対する市民の意識が高かった。というのも、西宮市は、神戸市と大阪市に挟まれ、南部の甲子園浜、御前浜、香櫨園浜の沿岸部に続く平地は、両市のベッドタウンとして発展してきた歴史があり、また一方で、北部に六甲山系の山々があり、古く（室町時代）から酒蔵の多い郷（灘五郷のうち二郷：今津・西宮）を有してきた歴史があるため、市民による環境保護活動の歴史がある。

##### ・御前浜沖への石油コンビナート建設反対運動

1960年（昭和35年）、海岸を約400万㎡埋め立て、石油コンビナートを誘致



する計画を、市民と酒造会社が共同して反対運動を展開し、昭和 37 年誘致を断念させた。

・甲子園浜埋立事業反対運動

1971 年（昭和 46 年）、甲子園浜 200ha の埋め立て計画に対し、PTA など地元住民の反対運動が起き、昭和 52 年に提訴、1983 年（昭和 58 年）県と和解成立に至った。

② そして、2003 年（平成 15 年）10 月、西宮市独自の「環境保全活動・環境教育推進法」を施行し、同年 12 月に環境学習を通じた次世代を育むまちづくりとして、持続可能な社会システムを構築し、持続可能な都市を目指す「環境学習都市宣言」をしたのである。

③ さらに、「環境学習都市宣言」の理念を具体化するため、2005 年度に「西宮市第 2 次環境基本計画」を策定、2018 年度には「第 3 次西宮市環境計画」に改定。それには、

・4 つの環境目標に「低炭素」「資源循環」「生物多様性」「安全・快適」

・3 つの行動目標に「学びあい」「参画・協働」「国際交流・貢献」

を掲げ、様々な施策を展開している。

「生物多様性にしのみや戦略」は、「第 2 次西宮市地球温暖化対策実行計画」「西宮市一般廃棄物処理基本計画」と並ぶ、「西宮市環境基本計画」の個別計画の一つである。

④ そもそも「生物多様性」とは、人間を含む、沢山の生き物のつながりのことである。地球上の生き物は 40 億年の長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3000 万種とも言われる多様な生き物が生まれた。これらの生命は一つ一つに個性があり、全てが直接または間接的に支えあって生きている。だが、

**第 1 の危機**：人間活動や開発による危機；開発など、人間の活動が生物多様性を破壊。

**第 2 の危機**：人間活動の変化による危機；植林した里山林を放置し、荒廃、破壊。

**第 3 の危機**：人間により持ち込まれたものによる危機；外来種が在来種を駆逐。

**第 4 の危機**：地球温暖化の影響による危機；絶滅危惧種が増え続けている。

⑤ 西宮市は、大阪、神戸の大都市に挟まれた土地ながら、北部に六甲山系の山並び、南部には甲子園浜香櫨園浜などの自然海浜のままの砂浜や干潟、その南北を結ぶ武庫川や夙川等の河川や溪谷、更に湿原や池沼もあり、街中にも大学の構内林や社寺林があり、少し郊外には田んぼや里山等、豊かな自然に恵まれており、多様な動植物が生態系を構成している。

⑥ その豊かな自然環境を未来に引き継ぐため、市民・事業者・行政が共有できる

基本指針として 2012年3月に「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略～生きもののであい・ふれあい・まなびあい～」を策定。これを、総合計画や環境基本計画といった関係計画の改定や、豪雨災害などの被害、社会情勢などを踏まえて、2019年3月に改定。

そして、生物多様性とは、1.生態系の多様性、2.種の多様性、3.遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性があるとされ、またその恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、供給サービスとして1.食料の供給、2.燃料の供給、3.薬品資源の供給、また、調整サービスとして4.環境形成機能と防災機能、文化的サービスとして5.文化を育む、基盤サービスとして6.生物が生み出すきれいな空気と水の供給、があるとされる。

しかしながら、この生物多様性が④に上述した危機的状況にあることが随分以前から地球規模で起こっていることは周知の事実だ。

それを放置せず、具体的な数値目標を挙げて行動する。市内の希少種392種の絶滅を招かない、また、市内の生き物3,637種(2012年3月時点)の生育・生息状況を把握する。市全域の行動計画として、1.環境学習の充実と人づくりの推進、2.地域活動を通じた生物多様性の保全、3.生態系ネットワークの保全・形成、4.情報共有と調査体制の仕組みづくりを掲げ、更に具体的に示している。

⑦ 生物多様性の保全のために私たちができることとして、「市民」が関心を持ち、身近な自然にふれる、「地域」はエココミュニティ会議に自治会、子供会などの参加。「学校園」は理解の基礎や土台づくりを担い、教科学習、課外活動に取り込む、「事業者」は、社会貢献活動として取り組み、人材育成にも貢献、「NPO・個人」はプログラムや活動の展開、そして「行政」は総合的な施策の推進、公共事業の主体として生物多様性を保全する。

また、具体的な活動例として、環境学習施設(鉱山自然環境センター。環境学習サポートセンター、甲子園浜自然環境センター、貝類館、北山緑化植物園、植物生産研究センターなど)での学び、保育所にビオトープの設置、農体験を通じた自然学習、海岸部の生き物調査、ボランティアによる里山保全、まちなかの緑化推進などを挙げて、奨励している。

そして、専門家を中心として構成された専門部会の生物多様性部会が目標管理や方針決定を行い、総合的な環境政策を推進するための市役所全庁的な組織として、生物多様性推進委員会があり、市民・事業者の自主的な取り組みへの支援など推進し、生物多様性事務局を置いて、生物多様性部会、生物多様性推進委員会の運営や、地域戦略の進捗状況管理、情報収集・管理、自然保護団体などとの連絡・調整を行っている。

## ○所 感

以上のことは現在、土木局 公園緑化部 みどり保全課が主に担当しているとのことでした。

もともと環境課が策定したものであるそうですが、その当時は予算が無く、公園と同じような考え方ということで、平成30年に所管を変更したそうです。土木局が最初から計画を作れたかということ、それは難しかったであろうとのことでした。

戦略に対する予算は実はあまりかかっておらず、保育所のビオトープも男性職員が空き時間に穴を掘って、消耗品の予算で防水シートを買ってきてというふうに、できることをやる程度であるそうですが、何でもお金をかけてやればいいものではないので、このような工夫をしているというお話を伺えて良かったと思います。

西宮市の生物多様性戦略は、本気度の高い、市民総出の取り組みになっているように思います。多くの取り決めや具体例があり、SDGsにつながるような、西宮市の将来に期待が持てる素晴らしい取組であると感じました。

## ○政策・提言

本市においても、石巻環境基本計画の基本目標に「多様な自然との共生」との文言があり、その計画期間中に取り組みすべき最重要課題のひとつに『生物多様性地域戦略』の策定をあげていることから、先進地である西宮市の取り組みが参考になるのではないかと思います。提言をさせていただきます。

石巻市ではこれまで生物多様性について、あまり議論されてこなかったように感じます。「食材王国みやぎ」の主体的地域である本市には、中心市街地から一歩外に出れば海があり、山があり、川があります。地形は変化に富み、さまざまな自然の恩恵を受けています。

しかし、その自然に恵まれてきた現状は、今、少しずつ崩れてきていると、市民も気づき始めているのではないのでしょうか。

**東日本大震災**で壊された自然も沢山あります。例えば十八浜の鳴き砂の砂浜、長浜のハマヒルガオやハマナスの群落、北上川のベッコウシジミなど、ほぼ失われてしまった名勝、名物などもあり、更にその自然を破壊しているような巨大な防潮堤、また、**昨年の台風第19号**での土砂災害は、里山の管理を長年に渡り放置してきた結果の倒木や地表の土砂の地滑りなどが被害を甚大にしたことも要因の一つです。**地球温暖化**の地球規模の**気候変動**もあり、食材の宝庫だった石巻のホタテや牡蠣等の海産物の現状も心が痛みます。

石巻市としても、西宮市の**生物多様性保全のための戦略**に学び、参考にして、世界的な取り組みである **SDGs** に合致する取り組みを本格始動すべき時期がきて

いるのではないのでしょうか。これまで自然に恵まれて、放置していても何とか維持できた時代は終わりつつあることに、石巻市の将来のために、目覚めるべきと  
考え提言いたします。

---

---

お問い合わせ

石巻市議会事務局 議事グループ  
〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号  
Tel: 0225-95-5080 (議会直通)  
Fax: 0225-96-2274  
Mail: [assesc@city.ishinomaki.lg.jp](mailto:assesc@city.ishinomaki.lg.jp)